

注意

悪質な**ホストクラブ**

にご注意を！



近年、いわゆるホストクラブ等で男性従業員が女性客を接待するなどして高額な料金を請求し、その売掛金等の名目で女性客に売春をさせたり、性風俗店で稼働させたりするといった事案が問題となっています。

ホストクラブ等での利用料金を返済させるために、人を困惑させて売春をさせたり、性風俗などの有害な業務を紹介したりすることは、売春防止法や職業安定法で禁止されています。

一人で悩まずに相談してください。



☎ 相談窓口の一覧

● ホストに売春等を強要されている、追われている等の犯罪被害に関する相談

- ・ 最寄りの警察署
- ・ 警察本部警察総合相談室

☎ 045-664-9110 または #9110

● どこに相談して良いか分からない方や困難な問題を抱える福祉的支援が必要な場合の相談

- ・ 神奈川県立女性相談支援センター

☎ 0570-550-594

● ホストクラブ等との契約などにおける消費者トラブルの相談

- ・ 消費者ホットライン

☎ 188

● 売掛金に係る契約等の取消の手續等各種法的トラブルに関する相談

- ・ 日本司法支援センター（法テラス）

☎ 0570-078-374

● 性犯罪・性暴力被害の相談

- ・ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

☎ #8891



神奈川県警察
犯罪抑止対策室



犯罪抑止対策室 X